

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成31年1月8日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成31年1月8日（火）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

企画政策課 中村課長、保科主査

3 件名

各種様式等における性別記載方針(案)について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・男女二択ではない記載方法の例示として、男女以外に空欄のかが示されているが、どのような記載を想定しているのか。
 ⇒性別選択をしたくない人によって記載方法は複数想定される。通常の男女二択であっても選択しないケースもあり、性的少数者への配慮として男女以外の選択肢を提供するために空欄のかがこととした。

・各種様式等における性別記載方針（案）のP.2の「①業務上性別情報が必要な場合」と「②性別記載方法の工夫の仕方」について、順序を入れ替えた方が良いのではないか。
 ⇒①はP.1の「性別記載の基本方針」の一行目、「性別情報が必要な場合を除き」を受けたものであるため順序はこのままとし、②の見出しを「性別情報が必要な場合の配慮」に修正する。

・方針は外部へ公表するのか。
 ⇒市ホームページへの掲載を予定している。

【結論】
 ・各種様式等における性別記載方針（案）の一部を修正の上、決定とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 企画政策課

件名	各種様式等における性別記載方針(案)について						
現状・課題	<p>「男女共同参画社会基本法」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の制定などから、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、性同一性障害など性的少数者へ配慮した各種様式等における性別記載欄の見直しについて取り組んできた。</p> <p>また、平成28年3月策定の男女平等推進行動計画では、各種様式やアンケート等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとする一方、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(男女の統計:ジェンダー統計)の充実を図っている。</p> <p>しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種様式等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。</p>						
付議事案	目的	各種様式等の性別記載欄について、その必要性の判断基準や記載方法など統一した考え方を示し、性別記載欄の整理・見直し等を進めることにより、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現へ向けた取組みの一つとする。					
	対応方策	「各種様式等における性別記載方針」を策定し、これに基づき、既存の各種様式等の性別記載欄について見直しを行う。					
論点(決定を要する事項)	各種様式等における性別記載方針(案)として決定することについて						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>○平成30年8月16日 戦略会議において策定方針について報告</p> <p>○平成30年9月13～25日で各課ヒアリングを実施 ※ヒアリングの結果については、資料2 1及び2に記載のとおり。</p> <p>○平成30年11月6日に男女共同参画推進委員会を実施 (企画財政部長及び関係課長で構成する内部会議) 「各種様式等における性別記載方針(素案)」について ※一部字句の訂正を行い、内容については了承 ※意見等については、資料2 3に記載のとおり。</p>						
スケジュール	平成31年2月5日 白井市男女共同参画推進会議(外部会議)で確認 平成31年2月下旬 起案・方針決定 平成31年3月 行政運営報告 平成31年4月以降 順次様式の見直し ※規則改正を伴う様式変更については、4月以降に企画政策課で一括して行う。						
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	規則改正(H31年度中)		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(H31.3月)		広報・HP等	有	市HP(H31.4月)
	市民参加	有	市男女共同参画推進会議				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで					
参考情報	関係法令等						
	関係課	全課					
	事業費	0 千円 (うち特定財源) 千円)					

各種様式等における性別記載方針（案）

平成〇〇年〇月

白井市

1 「各種様式等における性別記載方針」策定の背景と必要性

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」が制定され、このころから性同一性障害の人への人権擁護の観点から、性別記載欄を見直す自治体が増加してきた。

本市においても、性同一性障害の人だけではなく、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一環として、各種様式等における性別記載欄の見直しについて平成16年度から取り組んできた。

また、平成28年3月策定の市男女平等推進行動計画では、各種様式等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとする一方、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実を図るとしている。

しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種様式等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。

このことから、各種様式等の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別記載欄を設ける場合の記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理するため「各種様式等における性別記載方針」を策定する。

※本方針における「各種様式等」とは、申請書、届出書、証明書、アンケート等をいう。

2 各種様式等における性別記載欄の現状

平成30年度に実施した各種様式等における性別記載欄に関する調査の結果、各種様式等における性別記載欄の現状は以下のとおりである。

区 分	件数
根拠法令等あり	65
（法令・千葉県例規で規定）	（30）
（市の例規で規定）	（35）
根拠法令等なし	50
合 計	115

3 性別記載に関する基本的な考え方

性別記載の基本方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別記載欄は設けない。

ただし、国・県など市以外の機関が法令等において様式を定めているものを除く。

① 業務上性別情報が必要な場合

(ア) 統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策へ反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき。

(イ) 医療上、性別情報を収集する必要がある場合

住民健診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき。

(ウ) 性別により配慮または対応を区別する必要がある場合

休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき。

(エ) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

本人確認の手續上、戸籍上の性別情報が必要なとき。

(オ) 男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合

様々な活動に参画する機会の性別による差を改善するために必要なとき、男女の参画機会の現状を把握するために必要なとき。

(カ) (ア) から (オ) のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

② 性別記載方法の工夫の仕方

性別情報を収集する場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、以下に例示する「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、性的少数者へ配慮した方式を検討すること。ただし、明確に性別が分からないと業務上支障がある場合については、男女二択方式とする。

例1	性別を丸で囲む方式に、自由記載できる欄を設ける	男性 女性 ()
例2	性別にチェックを入れる方式に、自由記載できる欄を設ける	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()

4 本方針の運用

今後、新たに作成する各種様式等については、**3 性別記載に関する基本的な考え方** (以下「基本的な考え方」という。)により、性別記載欄の必要性を判断する。

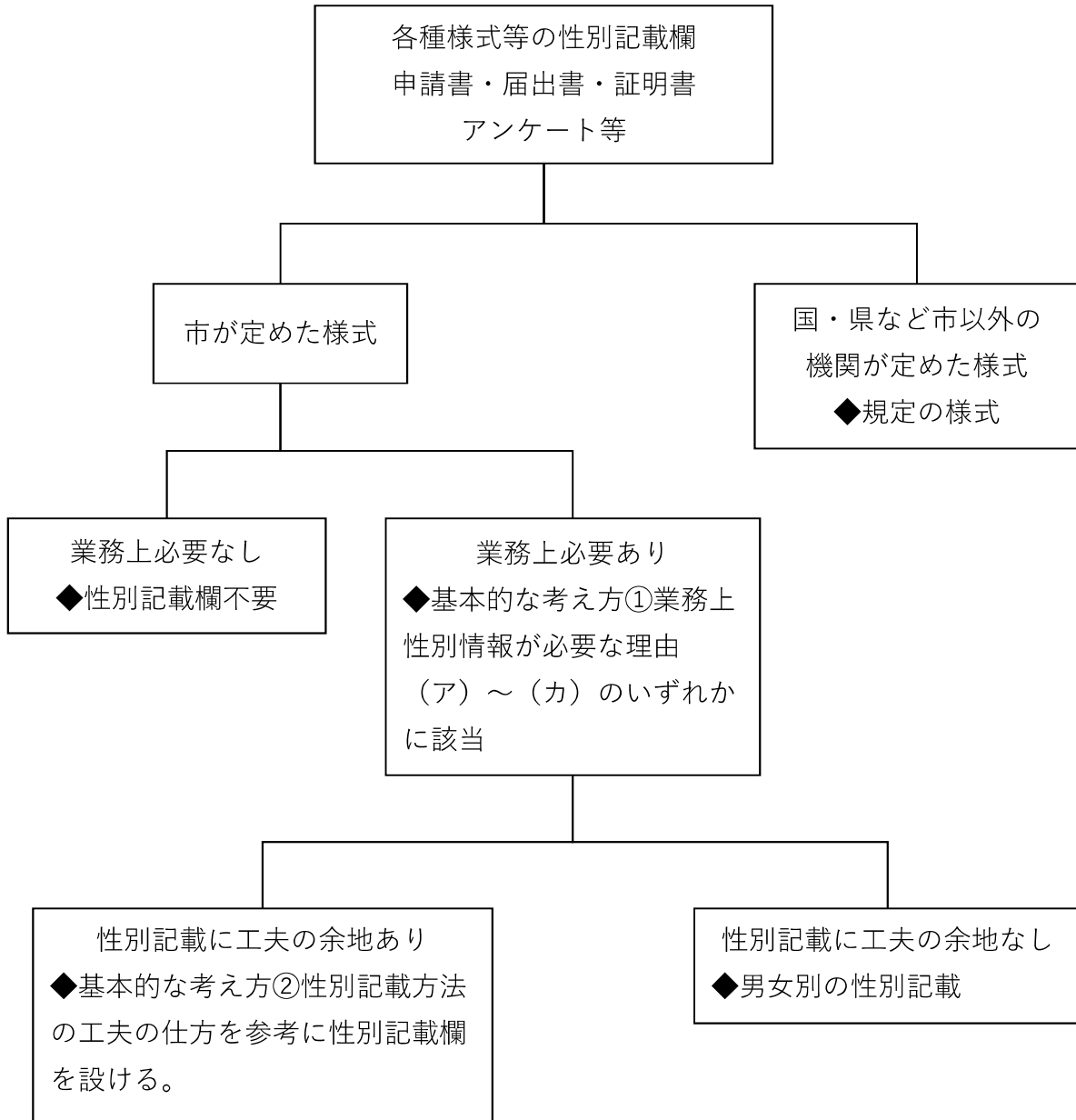
また、**2 各種様式等における性別記載欄の現状**の表にある「市の例規で規定」35件及び「根拠法令等なし」50件については、基本的な考え方に基づき性別記載欄を見直す。

【参考】

性別記載の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別記載が定められている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文に性別記載する旨が規定されているか。 ・ 法令等で様式が定められているか。 ・ 法令等で申請等が義務付けられているが様式の定めがない場合、不要に性別記載を求めているか。
2	統計的調査・アンケート等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか。
3	医療上性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。
4	性別により配慮または対応を区別する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区別が必要か。 ・ サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
5	本人確認として性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認ができないか。
6	男女共同参画推進のため性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「白井市男女平等推進行動計画」において、数値目標等が定められているか。 ・ 性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか。
7	その他上記以外の理由で性別情報収集を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報利用可能なシステム等ですでに性別情報を保有していないか。 ・ 他自治体等との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか。 ・ 法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか。

各種様式等における性別記載欄要否のフロー



1 各種様式等における性別記載欄等に関するヒアリング結果について

各種様式の性別記載欄の現状の把握及び性別記載に関する基本的な考え方（類型）を示すため、各課ヒアリングを行ったところ、その結果は下記のとおり。

ヒ ア リ ン グ 結 果		件 数
性別記載欄を廃止しても業務に支障がないと考えるもの		22
性別記載欄の廃止について検討の余地があるもの		31
性別記載欄に根拠法令等がある。または性別記載欄を廃止した場合、業務に支障が出ることが考えられるとするもの		62
（ 内 訳 ）	根拠法令等で様式が示されている	(30)
	統計上収集する必要がある	(5)
	医療上収集する必要がある	(2)
	性別により配慮の必要がある	(12)
	本人確認のため必要がある	(3)
	男女共同参画推進のため必要がある	(5)
	その他の理由	(5)

2 ヒアリングにおける、各課からの意見・懸案事項

- システム出力による様式の場合、変更による金銭的負担が発生する。
⇒システム改修等のタイミングで、併せて性別記載欄変更をお願いしたい。
- DSKのシステムで改修を行う場合は、担当課ごとではなく企画政策課からまとめて依頼した方が混乱しないと思われる。
⇒調整する。
- 要綱で性別記載を定めている場合はどのようにすればよいか。
⇒各課で4月以降に要綱改正をお願いしたい。

3 男女共同参画推進委員会における、委員からの質問・意見等

- 様式等の変更は来年4月以降でよいか。
⇒4月以降で考えている。
- 小・中学校アンケートにおける性別記載方法について（学校政策課への質問）
⇒担当課と学校政策課で調整を行う。
※小中学生については、そのまま方針を適用するのは難しい。
- 法令で様式が定められていても技術的助言であることを考えると、性別記載欄について独自に削除した様式を使用することも可能ではないか。
⇒技術的助言であっても法令で定められているものについては、国の動向によって影響を受けることが考えられ、統計的調査を求められることも想定されることから、原則定められた様式としたい。
- システム等で性別情報を持っているなどで各種様式等の性別記載欄を廃止した場合、性別情報の統計利用等同意を取るべきか
⇒性別情報を有している担当課が統計にのみ利用する場合は、必要ないと思われる。